

# 令和5年美郷町議会議事録

## 第2回 臨時会 (第1号)

招集年月日	令和5年 4月 17日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 4月 17日 午後 1時00分				
		議長 福島教次郎				
	閉会	令和5年 4月 17日 午後 1時33分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	5番	中原保彦	6番	原克美
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	健康福祉課長	石田圭司
	副町長	山根啓史	産業振興課長	行田将司
	教育長	阿川俊治	建設課長	永妻孝司
	総務課長	中原輝文	教育課長	旭林修範
	企画推進課長	行田綾子		
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝		
	会計課長	森原健次		
	住民課長	志村幸恵		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

**令和5年美郷町議会第2回臨時会議事日程**  
**(第 1 号)**

令和5年4月17日(月) 午前10時00分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	報告事項 報告第 1号 令和4年度美郷町一般会計繰越明許費について
5	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【予算案】 議案第36号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第1号)  【一般事件案】 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

(開 会 午 後 1 時 0 0 分)

●福島議長

全員出席であります。

ただ今から、令和5年美郷町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、5番・中原議員、6番・原議員を指名いたします。

日程第2、会期の日程を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、議長からご許可をいただきましたので2点報告をいたします。

1点目に、JA島根おおちの肥育センターの事業継承者の決定についてです。JA島根おおちによる和牛肥育事業からの撤退に関しては、令和4年7月8日に、邑智郡町村会として要望を行って以降、肥育事業の継続のための取組みを、JA島根おおちに重ねて求めてまいりました。昨年11月から行われた事業継承者の公募に対し、3者の応募があり、選考の結果、邑南町の有限会社矢上運送が事業継承者として決定をされました。3月27日には、邑智郡3町の町長、議長にJA島根おおち地区本部から、事業継承者の決定、今後の事業継承に向けた取組みについて報告がありました。その場には、事業継承者の有限会社矢上運送の渡邊圭司代表取締役も同席をされ、運送業のメリットを活かした事業展開や、地域農業者との関係性重視などの方針をお伺いしました。渡邊代表取締役は石見和牛の存続、畜産振興への強い意欲をお持ちの方で、事業継続に向けて一歩前に進むことが出来たと考えています。美郷町、そして、管内の畜産振興のため邑智郡3町、矢上運送、JA島根おおちが連携をし、事業が軌道にのるように取り組んでいきたいと思っております。

2点目に、令和4年度のふるさと納税の状況についてです。令和4年度のふるさと納税は、個人から2578件、4495万6000円。企業から2件、600万円。合計5095万6000円と、初めて5000万円台に達し、過去最高額の寄附をいただいております。個人からの寄附は、前年度と比べ、件数は127パーセント、金額は121パーセントと大幅な増加となっています。また、「美郷町子ども未来応援金」に充当が可能な寄附額は、合計

3323万2000円と、昨年と比べ、5割以上の大幅増となりました。返礼品のさらなる充実や企業へのPR強化に加え、「子ども未来応援金」のPRなど、ふるさと納税の増加に向けて取組みを一層強化していきたいと思っております。以上で報告を終わります。

●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、報告事項を議題といたします。

報告第1号について、説明を求めます。

●福島議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

報告第1号、令和4年度美郷町一般会計繰越明許費についてご説明いたします。1月の第1回臨時会と先の第1回定例会において、令和5年度への繰越予定額を3億161万4000円としてご承認いただきました22の事案について、繰越額の精査をし、計算書としてまとめましたので、報告をさせていただきます。このうち1ページ目最終行の款8土木費、項2道路橋梁費の道路維持事業、除雪車につきまして、後ほどご説明いたしますが、一般会計補正予算第8号において、繰越明許費を19万9000円追加をさせていただいております。これは、先の定例会でご承認いただいた繰越額に、除雪車の登録諸費用等の計上が不足しており、その不足額を補正したものでございます。他の事業につきましては、いずれも承認額の範囲内で繰越をさせていただいており、総額は2億7626万3590円となります。以上、報告第1号、令和4年度美郷町一般会計繰越明許費について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

●福島議長

報告事項の説明が終わりました。

これより質疑を行います。報告第1号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、報告第1号の質疑を終わります。

以上で、報告事項に対する質疑を終わります。

日程第5、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、予算案1件、一般事件案3件の計4件であります。

議案第36号から議案第39号までの4議案を一括上程いたします。

それでは議案第36号から順次提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第36号、令和5年度美郷町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。本補正は、美郷町デジアナ構想に基づき実施するデジタル田園

都市国家構想推進事業に係る予算、子育て世帯への臨時特例給付金の支給に係る経費を計上したものでございます。なお、これらの事業は全て国庫補助金で賄う予算としております。予算額につきましては、歳入歳出それぞれ2億4998万9000円を増額し、総額を80億3898万9000円とするものです。それでは、事項別明細書を用いて説明をさせていただきます。6ページ目をお開きください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金として、合計で615万円。ひとり親と低所得者の子育て世帯に関する給付金を、世帯当たり5万円と、その支給事務に係る経費に対する補助金を計上しています。5総務費国庫補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金2億4663万9000円は、美郷町デジアナ構想推進に係るマイナンバーカード交付率の高い自治体が取り組むマイナンバーカード利用横展開型事例創出型として交付決定された10分の10の補助金です。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金を280万円減が生じておりますのは、当初予算で、マイナンバーカードを活用した避難所管理運営システムの整備550万円に、補助率2分の1のデジタル田園都市国家構想推進交付金を見込み計上しておりましたが、これらを含めた総額2億4933万9000円の事業費を交付決定いただいたため、減額となりました一般財源について、財政調整基金の繰入額を減じたものです。7ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目12電子計算費のデジタル事業推進費についての補正額2億4383万9000円は、先ほど申し上げました交付決定を受け、取り組む事業について、当初予算措置済みの550万円を差し引いた金額となっております。具体の事業内容につきましては、午前中の議会全員協議会で説明がなされておりますため省略をさせていただきます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、子育て世帯への臨時特例給付費395万円が、1人親世帯に係る給付金の支給。子育て世帯生活支援特別給付費220万円が、低所得の子育て世帯に係るものの給付金の支給となります。以上で議案第36号、令和5年度美郷町一般会計補正予算第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### ●福島議長

番外、住民課長。

### ●志村住民課長

上程いただきました議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。これは、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部を改正する政令等が、令和5年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されるものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町税条例につきまして、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。改正の主な内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の1ページから3ページにつきましては、個人住民税、法人住民税及び事業税について、国税における諸制度の取扱いに準じて所要の措置を講ずるものでございます。LTAX等のクラウド等を利用した給与支払い報告書等の提出方法の整備に伴い、電子申請に対応する各様式を追加するものでございます。続いて、4ページの附則第8条第1項についてです。こちらは、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての規定です。肉用牛の生産農家の経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から、特例の適用期限を令和6年から、令和9年度に延長するものです。続いて、附則第10条第1項につ

いてです。こちらは、中小企業等経営強化法に係る特例措置において、法附則第 64 条を削る規定の整備によるものでございます。5 ページの附則第 10 条の 2 の第 2 項から附則第 19 条につきましては、前条の規定の整備における項ずれを反映するものでございます。続いて、6 ページの附則第 10 条の 3 についてです。こちらは、新築住宅等に対する固定資産税の減額についての規定でございます。このたびの法改正により、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の軽減措置が新設されたことに伴い、附則第 10 条の 3 に、第 12 項を追加するものでございます。続いて、7 ページの附則第 10 条の 4 についてです。こちらは、令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の申告に関する規定が新設されたことに伴い、関連する第 1 項から第 4 項までを追加するものでございます。続いて、9 ページの附則第 15 条の 2、10 ページの附則第 15 条の 6 の第 3 項については、軽自動車を取得した際に、車の燃費性能に応じて非課税、または、取得価格に 1 パーセントもしくは 2 パーセント課税する適用区分の見直しにより、現行の臨時的軽減措置に係る規定が削除されたことに伴う規定の整備でございます。続いて、10 ページから 12 ページまでの附則第 16 条については、燃費性能のすぐれた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆるグリーン化特例において、営業用乗用車ガソリン軽自動車においては、50 パーセント軽減する措置の適用期限を 3 年間、25 パーセントの軽減については、2 年間延長する改正に合わせた規定の整備でございます。続いて、13 ページ、附則 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために、土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてです。こちらは、法律の改正に合わせて、適用期限を令和 5 年度から令和 8 年度に延長するものでございます。続いて、14 ページ、附則第 24 条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額、控除の特例についてです。こちらは規定の整備により、新型コロナウイルス感染症特例法の文言を削除したものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わります。続きまして、本文の改め文 7 ページの附則でございます。第 1 条、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしています。第 2 条で、固定資産税に関する経過措置。第 3 条で軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しておりますが、個別の説明は省略させていただきたいと思っております。以上で、議案第 37 号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。専決処分の理由でございますが、こちらも先ほどの税条例と同じく、地方税法等の改正により、国民健康保険税条例の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、その一部が 4 月 1 日に施行されるものであったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、関連する美郷町国民健康保険税条例につきまして、3 月 31 日付で専決処分を行ったものでございます。改正箇所につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。まず、1 ページ、第 2 条、課税額についての規定です。国民健康保険税の課税額は、保険税負担の公平性の確保と中低所得者層の負担軽減を図る観点から、一定の上限が設定されています。令和 5 年度におきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額が 20 万円から 22 万円に引き上げとなったことに伴い、第 3 項に規定する課税限度額の改正を行うものでございます。続きまして、第 23 条、国民健康保険税の減額についての規定です。国民健康保険税額につきましては、低所得者に対する保険税の負担を軽減するため、被保険者の所得に応じて均等割、平等割の応

益部分について、それぞれ7割、5割、2割の一定割合の減額を行っています。この度の改正は、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を5割軽減の対象となる世帯については、28万5000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯については、52万円から53万5000円に軽減判定所得が見直されたことに伴うものでございます。続きまして、2ページ、23条の2、特例対象被保険者に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定です。こちらは、解雇や倒産などで職を失った場合に、失業者が在職中と同程度の負担で医療保険に加入することができるようにするための国民健康保険税の課税の特例を受ける特例対象被保険者を、第24条の2から第24条の2第1項とする規定の整備を行うものでございます。続きまして3ページ、第24条の2特例対象被保険者等に係る申告の規定についてです。こちらは、雇用保険法の施行規則の一部改正により、ハローワークから雇用保険受給資格通知が発行されることになったことに伴い、特例対象被保険者の確認を行うための書類として、雇用保険受給資格通知を追加するものでございます。これ以降の条項の改正につきましては、第23条の改正に伴う項番の整備を行うものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わります。続きまして、本文の改め文をお願いいたします。第1条で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。続いて第2条で適用部分を規定しておりますが、改正後のものについては、令和5年度以降の国民健康保険税について適用し、令和4年度以前のものは、従前の例によるものとするものでございます。以上で議案第38号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### ●森原会計課長

続きまして、上程いただきました議案第39号による専決処分第3号、令和4年度美郷町一般会計補正予算第8号の専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。これまでに承認いただいております補正予算第7号に対し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5169万2000円加えまして、66億8258万7000円とさせていただきました。歳入につきましては、交付額が確定いたしました各地方譲与税、交付金の増減、特別交付税の増、国庫支出金の増、県支出金の減、寄附金の増を反映し、これにより生じました一般財源を活用し、特定目的基金の繰入を減額をさせていただきました。歳出につきましては、邑智郡総合事務組合負担金の確定戻入による減額、減債基金元金積立の減額、企業版ふるさと納税基金元金積立金の増、公債費におけます利子額の減額と、歳入補正予算で生じました財源を活用し、公共施設維持管理基金への元金積立を行うものです。詳細につきましては、8ページ以降の事項別明細書にて説明をさせていただきますが、その前に、第2表の繰越明許費の補正についてご説明をいたします。ページ番号5をお開きください。款8土木費、項2道路橋梁費の道路維持事業、除雪車ですが、これは、先ほど申し上げましたとおり、除雪車購入に係る登録諸費用等19万9000円を追加するものでございます。それでは、主な補正額についてご説明いたします。歳入につきましては、8ページをお開きください。地方譲与税ですが、森林環境譲与税を除き増額となっております。交付金につきましては、9ページの地方消費税交付金が777万8000円増額となっております。10ページをお願いします。特別交付税が1億1692万1000円の増で、これは令和3年度の実績より2554万9000円多く、その要因は、除排雪と、地方バス路線運行維持対策に要した経費の増によるものです。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金300万円は、除排雪の費用に

係る補助金でございます。目 5 総務費国庫補助金における社会保障税番号制度補助金デジタル基盤改革支援補助金は、マイナンバーカード所有者の転出手続のワンストップ化や戸籍事務へのマイナンバー制度導入、自治体におけるオンライン手続の推進に係る補助金で、邑智郡総合事務組合情報システム化への共同処理システム導入費負担金に充当がなされます。11 ページをお願いします。款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 教育費県補助金の国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金について、940 万円の減額となっております。これは、カヌー競技場整備事業を繰越したことにより、過疎対策事業債の本借入が令和 5 年度となりますことから、償還に対する県からの補助金も 5 年度の歳入となり、減額をしたものです。これに伴いまして、歳出の減債基金元金積立も同額を減額としております。続いて、款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 2 指定寄附金の企業版ふるさと納税について、実績に基づき予算額を計上させていただきました。11 ページから 12 ページにわたりまして、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金で、地域福祉振興基金、電算機器管理基金、地域振興基金、園芸作物振興施設管理基金について、繰入額を皆減とさせていただきます。13 ページをお願いします。歳出についてですが、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費の節 24 積立金につきましても、先ほど申しました減債基金を、940 万円減額し、企業版ふるさと納税 600 万円のうち 500 万円を同基金に積立て、子ども未来応援基金の原資とし、今後の公共施設の維持管理経費に充てるため、公共施設維持管理基金に 6800 万円を積立てを行わせていただきます。目 12 電子計算費の一部事務組合負担金は、邑智郡総合事務組合情報システム化負担金の確定による減額です。その他 14 ページから 15 ページの款 9 消防費までは、歳入予算の補正に伴います財源更正によるものでございます。16 ページの款 12 公債費は、支払い利子額の減額、款 14 予備費につきましても、基金元金積立額の調整によるものです。以上で議案第 39 号による専決処分第 3 号、令和 4 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号の専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ●福島議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、議案第 36 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

### ●福島議長

ないようですので、議案第 36 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 37 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

### ●福島議長

ないようですので、議案第 37 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 38 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 38 号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第 39 号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 39 号の質疑を終わります。  
以上で議案質疑を終わります。

次に、議案第 36 号から議案第 39 号までの議案 4 件について、一括して討論に入ります。

討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

初めに、議案第 36 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 1 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 37 号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手をとめます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決

することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和5年美郷町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 後 1 時 3 3 分)